

広島県告示第千二百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県呉地域事務所建設局において、平成二十年一月四日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十二月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市音戸町畑二丁目五八三四番ニ地先から 呉市音戸町畑二丁目六八六七番ニ地先まで	八・五〇〇 三・〇〇〇	一三・四〇〇	一五・〇〇〇 一三・〇〇〇	一三・四〇〇 一五・九七〇	ダブルウェイ (仮設迂回路)